

告示第487号

令和6年4月9日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

鹿児島市営住宅退去者滞納家賃等回収業務委託に係る企画提案競技参加者の資格について（告示）

鹿児島市営住宅退去者滞納家賃等回収業務委託に係る企画提案競技に参加する者に必要な資格を、次のとおり定めたので告示します。

なお、この企画提案競技に参加しようとする者は、下記要領により企画提案競技参加申込書等を提出してください。

記

1 資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本告示の日以後において、鹿児島市から契約に係る指名停止を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しないこと。
- (4) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 本告示の日以後において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 本告示の日において、納期の到来している市区町村税（新型コロナウイルス感染症の影響により猶予を受けているものを除く。）を完納していること。
- (7) 弁護士法（昭和24年法律第205号）第4条に規定する弁護士又は同法第30条の2に規定する弁護士法人であること。
- (8) 弁護士法第57条第2項第2号から第4号に規定する懲戒の処分を受けたことがないこと。

- (9) この企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (10) 一般財団法人 日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク制度認証又は一般社団法人 情報マネジメントシステム認定センターが認定する I S M S 適合性評価制度認証を取得しているものであること。

2 参加申込書等提出要領

(1) 受付期間

本告示の日から令和6年4月19日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 提出書類

次に掲げる書類を各1部提出してください。

ア 企画提案競技参加申込書（様式第1）

イ 応募者概要（様式第2）

ウ 弁護士会に所属していることの証明書

エ 暴力団排除に関する誓約・同意書（様式第4号）

オ 納期の到来している鹿児島市税（新型コロナウイルス感染症の影響により猶予を受けている場合を除く。鹿児島市税が課税されていない者で市外に主たる事務所等を有する者にあつては、主たる事務所等の所在地の市町村税）を完納していること。

カ 法人の場合は、法人登記簿謄本又は商業登記簿謄本（提出日前3月以内に発行されたもの。写し可）

キ 個人の場合は身分証明書

ク 印鑑証明書（提出日前3月以内に発行されたもの。写し可）

ケ 直近1期分の財務諸表類（貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書）の写し

(4) 提出方法

直接持参又は郵送

(5) 提出場所及び問い合わせ先

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市建設局建築部住宅課住宅管理係（東別館4階）

電話 099-216-1362

メール juta-kanri@city.kagoshima.lg.jp

3 企画提案書提出要領

2の参加申込書を提出した後、以下の要領で企画提案書を提出してください。

(1) 受付期間

本告示の日から令和6年5月7日（火）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(2) 受付時間

上記2(2)と同じ

(3) 提出書類

企画提案書は、別紙「鹿児島市営住宅退去者滞納家賃等回収業務に係る企画提案書作成要領」に基づき作成してください。

(4) 提出方法

上記2(4)と同じ

(5) 提出場所及び問い合わせ先

上記2(5)と同じ

4 その他

市営住宅退去者滞納家賃回収業務委託契約に係る参加申込書、企画提案書、実施要領、仕様書その他必要な情報は、鹿児島市ホームページ (<http://www.city.kagoshima.lg.jp/>) において入手することができます。